

「利用定員」と子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」との比較

	令和元年 9 月	利用定員の増減		令和 2 年（4 月時点）		
		①特定教育・保育施設	②地域型保育事業			
	利用定員実績	認可保育所・こども園 【6 箇所】 (認定こども園化等)	小規模保育施設 【4 箇所】 (開設)	利用定員 実績 (A)	第二期子ども・子育て 支援事業計画にお ける確保方策 (B)	(A) - (B)
1 号認定	2,117	▲ 47	0	2,070	2,115	▲ 45
2 号認定	2,321	125	0	2,446	2,417	29
3 号認定	1,644	51	76	1,771	1,755	16
合計	6,082	129	76	6,287	6,287	0

※特定教育・保育施設：市町村長が教育・保育施設の設置者の申請によって確認した認定こども園・幼稚園・保育園

※地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業のこと

説明：

表の左から 2 列目でございますが、令和元年 9 月 1 日時点の利用定員の実績となっております。その隣に特定教育・保育施設および地域型保育事業において令和 2 年 4 月 1 日に定員の増減が発生するものを掲載しております。右の 3 列には令和 2 年 4 月 1 日時点の利用定員の実績と第二期子ども・子育て支援事業計画における令和 2 年 4 月 1 日時点の確保方策およびその差を記載しております。なお特定教育・保育施設とは、市町村長が教育・保育施設の設置者の申請によって確認した認定こども園・幼稚園・保育園のことを、地域型保育事業とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業のことを言います。

令和 2 年 4 月の実績と計画値の比較についてですが、1 号認定については、実績が 2,070 人となっております。確保方策の 2,115 人と比較して 45 人少ない利用定員となっております。2 号認定については、実績が 2,446 人となっております。確保方策の 2,417 人と比較して、29 人多い利用定員となっております。3 号認定については、実績が 1,771 人となっております。確保方策の 1,755 人に対して、16 人多い利用定員となっております。